

小学校給食の実施回数増に伴う小学校給食費の改定について（答申）

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 10 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 11 項及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定による。



令和元年10月10日
第19回教育委員会定例会資料
教育部 学校給食課

令和元年9月27日

立川市教育委員会 殿

立川市学校給食運営審議

会長 石田 裕



小学校給食の実施回数増に伴う小学校給食費の改定について（答申）

令和元年9月11日付立教給第1078号で、諮問を受けたこのことについて、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

1 答 申

学校給食は、学校給食法に基づき、成長期にある児童の心身の健全な発達に資するもので、適切な栄養摂取により健康を保持増進し、食事についての正しい理解、判断力、望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにするとともに学校における食育の推進等を目的としています。

この目的を達成するためには、学校給食は定められた栄養摂取の基準を満たしたものであることは当然のことながら、安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせ提供すべきものであると考えます。

諮問内容について、本審議会において審議した結果、立川市の将来を担う児童に対し、安全・安心で学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準を維持するためには、給食の実施回数の増加に応じ、給食費の月額を引き上げることが妥当であると判断いたしました。

改定額につきましては、現在の学校給食の水準維持が最重要であるという観点から、1食単価は据え置き、学習指導要領の改訂に伴う授業時数確保のために増加した給食実施回数分の給食費を月額に反映させることとし、また、改定後の給食費の月額を算出する際の円未満の端数処理については四捨五入が妥当との結論に至りました。この考え方については、1食単価の値上げではなく、増加した給食実施回数分の月額改定という点で、保護者にも理解が得られるものと考えています。改定後の額は下表のとおりとなります。

なお、給食費の改定にあたっては、保護者、各学校に対して丁寧に説明するよう申し添えます。

また、本年10月1日から消費税が増税されますが、学校給食における食材料費については、軽減税率の適用により、増税による直接的な影響はない見込みです。しかし今後、間接的な影響による食材料費の値上げの可能性もあり、物価変動等の推移を注視していく必要があります。現在の給食費は、平成28年10月の改定以降据え置いておりますので、安全・安心で学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準の維持が難しいと判断された場合には、本審議会への諮問を検討してください。

小学校給食費改定額

区分		現行		改定後 (195日)		
		月額	1食単価	月額	1食単価	算出根拠
単 独 調 理 校	1・2年生	4,300円	248円	4,413円	248円	(4,300円×11月+248円×5回) /11月≒4,413円
	3・4年生	4,550円	263円	4,670円	263円	(4,550円×11月+263円×5回) /11月≒4,670円
	5・6年生	4,800円	277円	4,926円	277円	(4,800円×11月+277円×5回) /11月≒4,926円
共 同 調 理 場 校	1・2年生	4,200円	243円	4,310円	243円	(4,200円×11月+243円×5回) /11月≒4,310円
	3・4年生	4,450円	257円	4,567円	257円	(4,450円×11月+257円×5回) /11月≒4,567円
	5・6年生	4,700円	272円	4,824円	272円	(4,700円×11月+272円×5回) /11月≒4,824円